

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 13 日

申請者 氏名又は名称 <sup>フリガナ</sup> イースマイネカブシキガイシャ  
 イースマイネ株式会社  
 住所 大阪府豊中市庄内西町2-4-3庄内駅前ビル4B  
 代表者氏名 <sup>フリガナ</sup> ダイヒョウトリシマリヤク ササダ シオリ  
 代表取締役 佐々田 志織  
 電話番号 06-6335-4278  
 FAX番号 06-6335-4279  
 メールアドレス esumaine1212@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 13 日

申請者 氏名又は名称 イースマイネ株式会社  
住 所 大阪府豊中市庄内西2-4-3  
町 庄内駅前ビル4B  
代表者氏名 代表取締役 佐々田志織

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 佐々田 志織	
事業の範囲	管工事業等
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イースマイネ株式会社
上記事業所の所在地	〒561-0832 大阪府豊中市庄内西町2-4-3 庄内駅前ビル4B TEL:06-6335-4278 FAX:06-6335-4279
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
森垣 浩二 モリガキ コウジ	第303369号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 12 月 13 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	パイプカッター	CAP.3~32	2	
	塩ビカッター	RIMG3800	2	
	金切り		/	
管の加工用の 機械器具	やすり		1	
	トーチ		1	
	ねじ切り		1	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	HEAVY DUTY	2	
	スパナ	250MM CHROME	2	
	レンチ	KT-250	1	
	トーチランプ		/	
管の給水テス ト器具	テストポンプ	T-508	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 12 月 13 日

申請者

氏名又は名称 イースマイネ株式会社

住 所 大阪府豊中市庄内西2-4-3 庄内駅前ビル4B  
町

代表者氏名 代表取締役 佐々田志織

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府豊中市庄内西町二丁目4番3号  
イースマイネ株式会社

会社法人等番号	1209-01-046856
商号	イースマイネ株式会社
本店	大阪府豊中市庄内西町二丁目4番3号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和4年12月12日
目的	(1) 住宅リフォームの企画、施工及び請負並びにそれらの斡旋 (2) 前号に附帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 佐々田志織 神戸市北区上津台二丁目42番10号 代表取締役 佐々田志織
登記記録に関する 事項	設立 令和 4年12月12日登記



大阪府豊中市庄内西町二丁目4番3号  
イースマイネ株式会社

COOPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和 5年11月10日

大阪法務局枚方出張所

登記官

寺野洋一



# 定 款

イースマイネ株式会社





## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、イースマイネ株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 住宅リフォームの企画、施工及び請負並びにそれらの斡旋
- (2) 前号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府豊中市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の発行する株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示等の請求)

第10条 当社の発行する株式について質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。

(株主の氏名等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集及び議長)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。
- 3 代表取締役社長に事故又は支障があるときは、代表取締役社長があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、第16条に定める決議の方法により議長を選出する。

#### (株主総会の招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、株主総会の日の7日前までに、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対して発するものとし、書面であることを要しない。

- 2 書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日の2週間前までに書面で招集通知を発するものとする。
- 3 書面投票又は電子投票を認める場合を除き、当該株主総会で議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

#### (株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### (株主総会の議決権の代理行使)

第17条 当社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできないものとする。

#### (株主総会の議事録)

第18条 株主総会の開催日時、場所、出席した取締役、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

### 第4章 取締役及び代表取締役

#### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、1名以上10名以内とする。

#### (取締役の資格)

第20条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

#### (取締役の選任及び解任)

第21条 当社の取締役の選任及び解任は、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (取締役の報酬、賞与、退職慰労金等)

第23条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

#### (代表取締役及び代表取締役社長)

第24条 当会社に置く取締役が複数の場合は、株主総会の決議により、1名以上の代表取締役を定め、代表取締役が複数の場合は、代表取締役の中から1名を代表取締役社長と定める。代表取締役が1名の場合は、その代表取締役を代表取締役社長とする。

- 2 当会社に置く取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役社長とする。
- 3 当社の業務は、専ら代表取締役社長が執行する。



## 第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第27条 剰余金の配当がその支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数等)

第28条 当会社の設立時発行株式数は100株とし、その払込金額は、1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和5年11月30日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役兼設立時代表取締役 佐々田志織

(発起人に関する事項)

第32条 発起人の住所、氏名、発起人が割当てを受ける設立時発行株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

神戸市北区上津台2丁目42番10号

佐々田志織

100株

金100万円

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、イースマイネ株式会社を設立するため、発起人佐々田志織の定款作成代理人である行政書士神村和良は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年12月7日

発起人 佐々田志織

上記発起人佐々田志織の定款作成代理人

事務所住所：兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目2番14号トロア神戸ビル4F

氏名：行政書士 神村和良



## 同一の情報の提供

提供の日付：令和4年12月9日

公証人：原島肇

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

請求対象の登簿管理番号：22-1201003002001389

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人：原島肇

所属法務局：大阪法務局

公証役場：梅田公証役場

大阪市北区芝田2丁目7番18号

これは、保存された電磁的記録に記載された情報と同一である。

前同日当公証人役場において。

大阪法務局所属

公証人

原島肇



この定款の写しは、原本に相違ありません、  
令和5年 12月13日。

〒561-0832 大阪府豊中市庄内西町2-4-3駅前ビル4B

イースマイネ株式会社

代表取締役 佐々田 志織



第三〇三三六九号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫 県

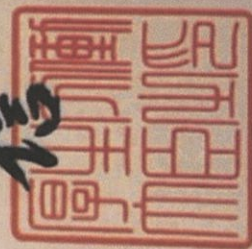
氏名 森 垣 浩 二

昭和五十一年一月十四日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣 加藤勝信





## 庄内駅前ビル

建造物



ルート・乗換 保存 付近を検索 モバイルデバイスに送信 共有

〒561-0832 大阪府豊中市庄内西町2丁目4

「庄内駅前ビル」の編集を提案

地図に載っていない場所を追加

自身のビジネス情報を追加

ラベルを追加

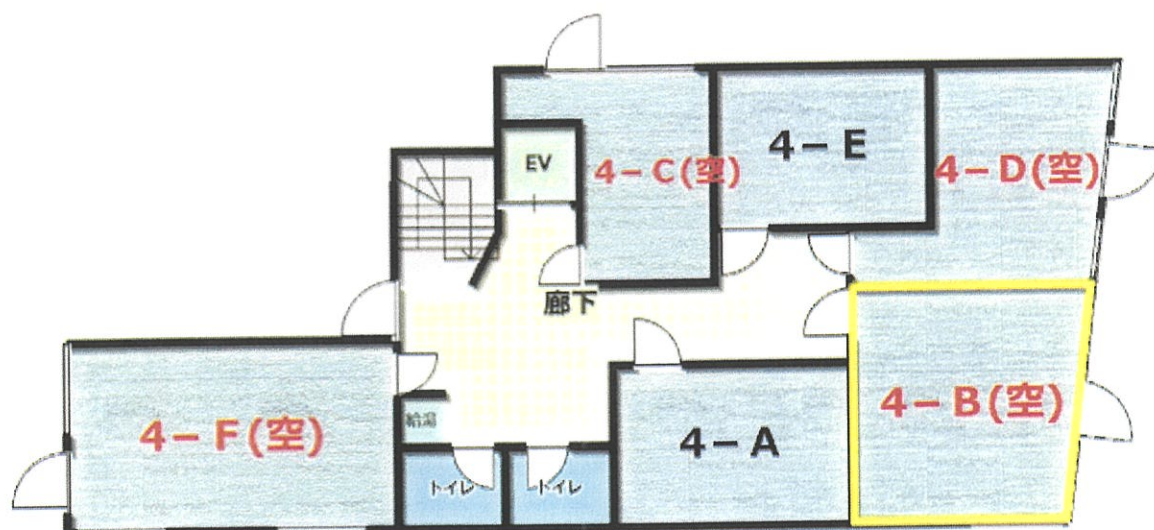
マップのアクティビティ

写真

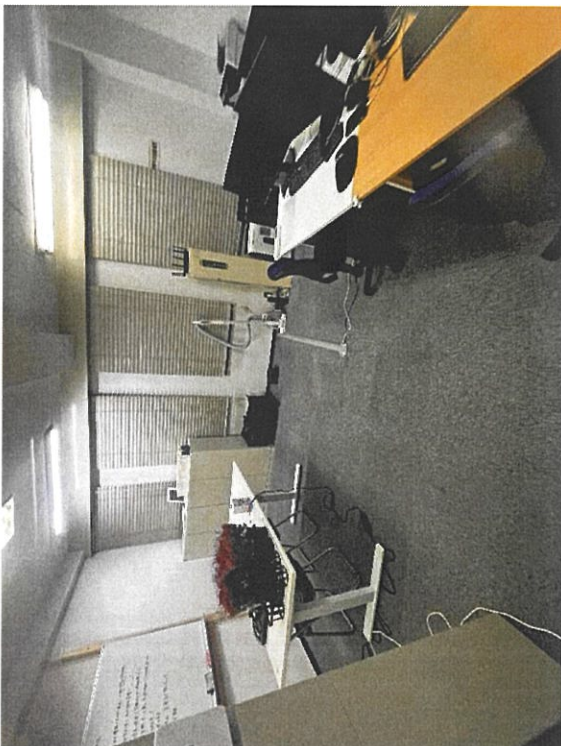
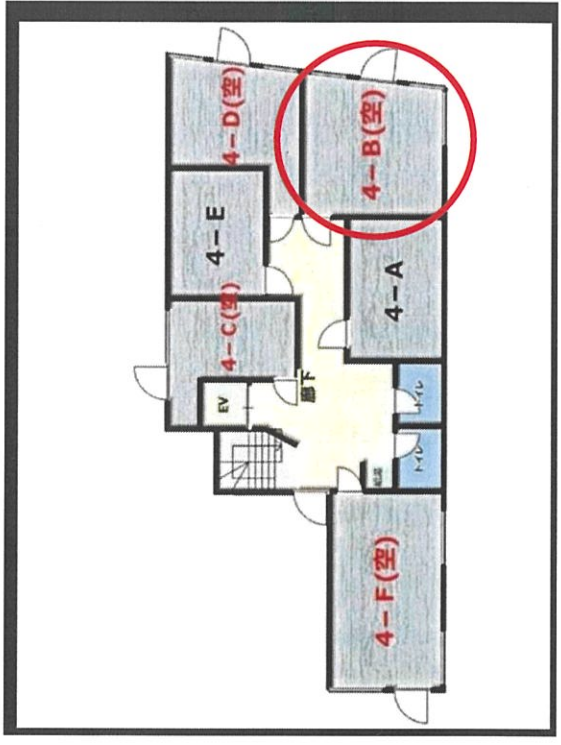
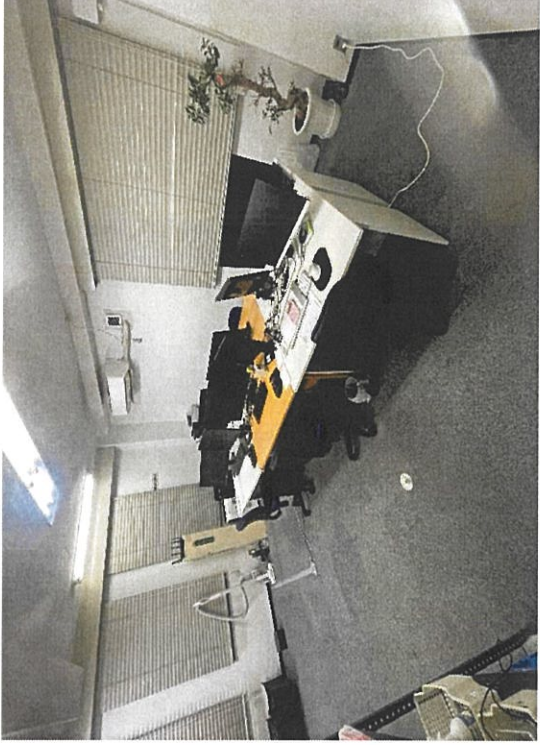


<平面図>

4階 B号室 49.59㎡ (約15坪)







指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 12 月 13 日

申請者 氏名又は名称 <sup>イ-エ</sup> イ-エマイン カブシキガイシャ  
 住所 大阪府 豊中市 匠内西町 2-4-3 匠内駅前ビル4F  
 代表者氏名 代表取締役 佐々岡 志織  
 電話番号 06-6335-4278  
 FAX番号 06-6335-4279  
 メールアドレス esumaine.sasada@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 12月 13日

届出者

氏名又は名称 イースマイネ株式会社  
住 所 大阪府豊中市庄内西町2-4-3  
代表者氏名 代表取締役 佐々田志織

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の(選任)の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イースマイネ株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
モリカキ コウジ 森垣 浩二	第 303369 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇三三六九号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 森垣 浩二

昭和五十一年一月十四日生

水道法(昭和二十五年法律第百七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣

加藤勝信

